債権者集会招集

平成２２年（フ）第６００２号
大阪府茨木市総持寺駅前町５番21号413号、住民票上の住所大阪府茨木市総持寺駅前町５番31号
破産者　岡山　雅彦
１　期日　平成24年９月14日午後４時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会等の期日

平成２３年（フ）第１０１２４号
東京都練馬区桜台５丁目44―15―202
破産者　落合　亮司
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月16日午後２時
平成24年８月10日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０４４号
東京都港区赤坂４丁目８番10号
清算株式会社　株式会社クラシカ・ジャパン
代表清算人　小坂　恵一
１　決定年月日　平成24年８月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０２６号
東京都港区虎ノ門３丁目22番10―201号
清算特定目的会社　リプラス・レジデンシャル・コンストラクション７号特定目的会社
１　決定年月日　平成24年８月13日
２　主文　清算特定目的会社につき特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第１２号
静岡市葵区伝馬町５番地の２リモーネビル４階
清算株式会社　株式会社日本社会保障研究所
１　決定年月日　平成24年８月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第２０３０号
東京都千代田区大手町２丁目６番１号
清算株式会社　山形不動産土地管理株式会社
代表清算人　藤原　有二
１　決定年月日　平成24年８月10日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、清算人代理に対し、特別清算手続のために生じた報酬として、別紙１記載の金額を支払う。
２　清算株式会社は、別紙２債権者名簿記載の各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額の0.1571199パーセントの金員を弁済する。
３　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見された時は、清算株式会社は、これを速やかに換価して、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２４年（再）第８５号
神奈川県大和市中央林間西３丁目９番６号
再生債務者　シコー株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都新宿区新宿１丁目８番５号新宿御苑室町ビル５階　三宅・今井・池田法律事務所　弁護士　竹村　葉子
平成24年８月10日
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２４年（再）第５２号
東京都千代田区二番町４番地３
再生債務者　株式会社上武
特別調査期間　平成24年９月６日から平成24年９月７日まで
平成24年８月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第５８号
東京都墨田区墨田２丁目17番２号
再生債務者　有限会社ヤマモト
特別調査期間　平成24年９月13日から平成24年９月14日まで
平成24年８月13日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第５２号
東京都千代田区二番町４番地３
再生債務者　株式会社上武
１　決議に付する再生計画案　平成24年７月27日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年９月12日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年９月４日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年８月29日
平成24年８月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第５８号
東京都墨田区墨田２丁目17番２号
再生債務者　有限会社ヤマモト
１　決議に付する再生計画案　平成24年７月17日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年９月18日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年９月10日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年９月４日
平成24年８月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第６０号
東京都渋谷区渋谷１丁目９番８号
再生債務者　スーパーホーム株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成24年７月25日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年９月18日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年９月10日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年９月４日
平成24年８月８日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第４１号
栃木県宇都宮市簗瀬町156番地39
再生債務者　田﨑　昌志
１　決定年月日時　平成24年８月２日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月23日まで
４　一般異議申述期間　平成24年９月６日から平成24年９月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２４年（再イ）第４２号
栃木県鹿沼市西茂呂３丁目23番地18
再生債務者　五十嵐　功
１　決定年月日時　平成24年８月９日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月30日まで
４　一般異議申述期間　平成24年９月13日から平成24年９月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部